千葉市一般廃棄物再生利用指定制度に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。）第２条第２号、第２条の３第２号の規定に係る一般廃棄物再生利用指定業の指定等に関し必要な事項を定めることにより、市内における一般廃棄物の再生利用を促進し、もって焼却ごみの削減を目指すことを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）再生利用業者 再生輸送業者又は再生活用業者をいう。

（２）再生輸送業者 次条に規定する一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者であって、施行規則第２条第２号の規定により市長の指定を受けたものをいう。

（３）再生活用業者 次条に規定する一般廃棄物の処分を業として行う者であって、施行規則第２条の３第２号の規定により市長の指定を受けたものをいう。

（４）再生利用施設 再生活用業者が当該指定に係る再生利用を行う施設（次条に規定する一般廃棄物を保管する施設を含む。）をいう。

（再生利用指定の対象となる一般廃棄物）

第３条　指定の対象とする一般廃棄物は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、指定を行うことによりその再生利用が促進されると認められる別表１に掲げる廃棄物とする。

（１）ばいじん又は燃え殻であって、廃棄物の焼却に伴って生じたもの、そのほかの生活環境の保全上支障が生じるおそれがあるもの

（２）特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第２条第１項第１号イに掲げるもの

（３）通常の保管状況下で容易に腐敗し、または揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの

（指定申請）

第４条　再生利用業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は一般廃棄物再生利用指定業者指定申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を提出し、市長に申請するものとする。

２　申請書には別表２に定める添付書類を添付するものとする。

（指定の基準）

第５条　一般廃棄物再生輸送業の指定を行う場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

（１）千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に適合すること。

（２）市内に住所を有すること（法人にあっては、市内に事業所を有すること）

（３）申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号。以下「法」という。）第7条第５項第4号イからルまでに該当しないこと。

（４）再生輸送業として取扱う品目が第３条に規定する一般廃棄物であること。

（５）廃棄物の飛散、流出、悪臭の発散等、生活環境保全上の支障が生じる恐れがない運搬車を使用すること。

（６）積替え保管施設を有する場合は廃棄物の飛散、流出、悪臭の発散等、生活環境保全上の支障が生じないよう必要な措置を講じた施設であること。

（７）積換え保管施設における廃棄物の保管期間は必要最低限とし、すみやかに搬出すること。

（８）排出者の委託を受けて再生輸送を行うこと。

２　一般廃棄物再生活用業の指定を行う場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

（１）千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に適合すること。

（２）市内に住所を有すること（法人にあっては、市内に事業所を有すること）。

（３）申請者が法第7条第５項第4号イからルまでに該当しないこと。

（４）第３条に規定する一般廃棄物の再生活用に適する処理施設を有すること。

（５）再生品の性状が需要に適合しており、再生品の利用が見込まれること。

（６）廃棄物の保管施設は飛散、流出、地下への浸透、悪臭の発散等、生活環境保全上の支障が生じることのないよう必要な措置を講じた施設であること。

（７）排出者の委託を受けて再生活用を行うこと。

（指定）

第６条　市長は、第４条の規定による申請が前条に規定するすべての基準に適合し、かつ、一般廃棄物処理業の許可が不要であると認められるときは、一般廃棄物再生利用指定業の指定を行うものとする。

２　前項に規定する指定には、生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。

３　指定期間は、当該指定日から起算して5年間とする。指定を受けた者が、指定期間経過後も継続して再生利用指定業の指定を受けようとする場合は、指定期間の満了する日の30日前までに再度指定申請を行い、指定を受けなければならない。

４　市長は、指定をしたとき又は第８条の規定による認定をしたときは、一般廃棄物再生利用業指定証(様式第４号）を交付するものとする。

（再生利用業者の責務）

第７条　再生利用業者は、以下の各号を遵守するものとする。

（１）毎年6月30日までに前年度の再生利用実績を一般廃棄物再生利用指定業実績報告書（様式第５号（再生輸送業）、様式第６号（再生活用業））により報告すること。

（２）第５条に規定する基準を引き続き遵守すること。

（３）再生輸送業者は運搬車に、また、再生活用業者は処理施設に当該指定を受けたことを示す表示を行うこと。

（４）その他市長が指定に際し付した条件を遵守すること。

（一般廃棄物再生利用指定業の事業の範囲の変更の認定申請）

第８条　再生利用業者は、指定に係る事業の範囲の変更をしようとするときは、一般廃棄物再生利用業変更認定申請書(様式第７号）により市長の認定を受けなければならない。

（一般廃棄物再生利用指定業に係る変更の届出）

第９条　再生利用業者は、別表３に掲げる事項について変更したときは、一般廃棄物再生輸送業・再生活用業指定申請事項変更届出書（様式第８号）により、当該変更の日から10日以内に市長に届け出るものとする。

（一般廃棄物再生利用指定業に係る廃止の届出）

第１０条　再生利用業者は、その事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、一般廃棄物再生輸送業・再生活用業事業廃止届出書 (様式第９号）により、当該廃止の日から10日以内に市長に届け出るものとする。

（名義貸しの禁止）

第１１条　再生利用業者は、自己の名義をもって、他人に対象廃棄物の収集もしくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

（再委託の禁止）

第１２条　再生輸送業者は一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、再生活用業者は、一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。

（不利益処分）

第１３条　市長は、再生利用業者が第５条に規定する指定の基準に適合しなくなったと認めるとき、第７条に規定する責務を遵守していないと認めるとき又は前条の規定に違反したときは指定を取り消すことができる。

附 則

この要綱は、令和５年８月１日から実施する。

別表１

|  |  |
| --- | --- |
| 再生利用が促進されると認められる一般廃棄物 | １　木製品（割り箸・串） |

別表２

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | 添付書類 |
| 一般廃棄物再生利用指定業者指定申請書（様式第１号） | １　一般廃棄物再生輸送業事業計画書（様式２号）（再生輸送業のみ）  ２　一般廃棄物再生活用業事業計画書（様式３号）（再生活用業のみ）  ３　申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書  ４　申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書  ５　申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書  ６　再生利用に至るまでの一連の工程を記載した書類 |
| 一般廃棄物再生輸送業事業計画書（様式第２号） | １　事業計画全体の概要及び事業を行うにあたっての背景・経緯を記載した書類  ２　再生利用に至るまでの一連の工程を記載した図面  ３　運搬車両の写真及び車検証  ４※　第３条に規定する一般廃棄物の保管日数並びに搬入及び搬出能力  ５※　事業計画用地の使用権原を証する書類  ６※　積替え及び保管場所の平面図、立面図、断面図、構造図等、保管面積容量及び積み上げることのできる高さの計算書  ７※　次の内容を記載した作業マニュアル  （１）廃棄物の搬入・保管・搬出手順  （２）受け入れ時間及び作業時間  （３）作業時の安全管理の方法  （４）作業中の廃棄物の飛散、流出、地下への浸透、悪臭が発散しないように必要な措置  ８※　次の内容を記載した管理マニュアル  （１）廃棄物の受け入れ基準  （２）施設の維持管理（日常及び定期点検）の方法  ※積換え保管を行う場合のみ |
| 一般廃棄物再生活用業事業計画書（様式第３号） | １　事業計画全体の概要及び事業を行うにあたっての背景・経緯を記載した書類  ２　次の内容を記載したフローシート  （１）主な排出事業者、再生輸送業者及び再生品の取引先の名称・所在地  （２）再生活用業に係る廃棄物の受入量及び処理能力  （３）再生活用過程において生ずる廃棄物の処分先  ３　事業計画地の周辺地図及び事業の用に供する土地・施設の使用権  原を有することを確認できる書類  ４　事業計画地内の配置図及び処理工程フローシート  ５　廃棄物再生活用業に伴う再生利用施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに再生利用施設の付近の見取図  ６　次の内容を記載した作業マニュアル  （１）廃棄物の搬入・保管・搬出手順  （２）受け入れ時間及び作業時間  （３）作業時の安全管理の方法  （４）作業中の廃棄物の飛散、流出、地下への浸透、悪臭が発散しないように必要な措置  ７　次の内容を記載した管理マニュアル  （１）廃棄物の受け入れ基準  （２）施設の維持管理（日常及び定期点検）の方法 |

別表３

|  |  |
| --- | --- |
| 変更届出に係る事項 | １　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  ２　事務所及び事業場の所在地  ３　再生利用の目的  ４　再生利用の方法  ５　事業の用に供する施設の種類、数量及び処理能力  ６　積替保管場所の面積及び保管できる量 |